

求償権消滅保証の概要

	求償権消滅保証
対象者	<ul style="list-style-type: none">信用保証協会に対して求償債務を負う中小企業者であって、事業再生を図ろうとするもの。
主な要件	<ul style="list-style-type: none">信用保証協会の当該中小企業者に対する債権の全部又は一部を消滅させることを目的とする保証であること。経営サポート会議※による検討に基づき作成又は決定された事業再生計画、中小企業活性化協議会等の支援により策定した再建計画等があること。認定経営革新等支援機関が経営改善計画策定支援事業によって策定を支援した事業再生計画についても計画要件の対象。 <p>※ 経営サポート会議：金融機関等の関係者により個々の事業者を支援する信用保証協会等を事務局とした支援の枠組み</p>
保証限度額	
保証期間	
保証料率	<ul style="list-style-type: none">使用する保証制度所定（信用保証協会・金融機関と要相談）
担保・保証人	
保証割合	<ul style="list-style-type: none">100%保証
備考	<ul style="list-style-type: none">詳細は各信用保証協会へお問い合わせください